

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	藤城	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	民生委員推薦会費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	21 年度	根拠	民生委員法、民生委員法施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	地方自治法第202条の3に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。				
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成22年10月1日～平成25年9月30日] 1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区社会教育委員、私立真成幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会会長 5. 区議会議員 福祉・区民生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部生活福祉課長、子育て支援部子育て支援課長				
内容	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、25年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日） 〈開催実績〉平成23年度 第1回：7月6日 退任（病気療養・転出）による欠員補充委員2名の推薦 第2回：10月7日 退任（病気療養・転出）による欠員補充委員3名の推薦 第3回：1月12日 退任（親の介護）による欠員補充委員1名の推薦 東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 【民生委員】 新任67歳未満、再任73歳未満 【主任児童委員】 55歳未満				
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成12年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。				
必要性	法令に基づき必置である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	264	440	263	263	441	263	263	
①決算額（24年度は見込み）	235	366	146	1	330	181	263	
②人件費等	2,562	2,647	3,388	3,258	3,174	3,237		
③減価償却費					1,453	1,400		
【事務分担量】（%）	30	31	40	40	50	45		
合計（①+②+③）	2,797	3,013	3,534	3,259	4,957	4,818	263	
国（特定財源）								
都（特定財源）	235	365	146	0	411	246	246	
その他（特定財源）								
一般財源	2,562	2,648	3,388	3,259	4,546	4,572	17	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
開催回数	3回	5回	2回	0回	5回	3回	3回	
委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
民生委員・児童委員定数（年度末）	196	198	198	198	200	200	200	
主任児童委員定数（年度末）	13	14	14	14	15	15	15	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	318	委員報酬	173	委員報酬
食料費	当日賄い	11	当日賄い	6	当日賄い	7	
役務費	郵便料	3	郵便料	2	郵便料	3	
使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	4	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 <small>（見込み）</small>	目標値 <small>（25年度）</small>	
①	民生委員推薦会開催数	0	5	3	3	5	19年度、22年度、25年度は一斉改選
②	委員現員数（年度末）	195 14	197 15	199 15	200 15	202 16	民生・児童委員数 主任児童委員数
③	充足率	99	99	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題）	<p>近年、高齢者の孤独死や自殺者の増加、児童や高齢者への虐待などが増加し、地域における民生委員の役割への期待が大きくなっている。 そのため、民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙げられず、適任者の確保が困難な状況にある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
①	②
<p>民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。</p>	<p>一斉改選に向け、欠員の地区が出ないよう候補者を確保するため計画的に取り組む。</p>
<p>民生委員と町会との連携を強化し、地域とつながりのある方を候補者として確保できるよう取り組む。</p>	<p>民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、業務量の適正化を検討する。</p>
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議会議決要旨	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
--------	------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	木村	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	活動費（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 21 年度		根拠	荒川区民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対する活動費及び事務費の支給に関する要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	民生委員・児童委員：定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）				
内容	<p>【活動費】 在職月数分の活動費を、民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に4ヶ月毎に支給する。 支給月：7月、11月、3月 支給額：[代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円]</p> <p>【指導事務費】 委員の連絡通信費等の事務費や、協議会運営等に要する費用を負担する。 ①事務費：民生・児童委員に、連絡通信費等の事務費を年間2,500円支給する。支給月は4月。 ②協議会運営等に要する費用 ・民生委員協議会：7地区（南千住東・西、荒川、町屋、東・西尾久、日暮里）で月1回開催。 ・地区会長協議会：月1回開催。 ・区民生委員・児童委員大会：3年に1度（一斉改選年）開催。 ・区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） 部会活動（児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報）各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行年2回 管外視察研修 各地区年1回開催</p>				
経過	民生委員・児童委員数は、平成24年6月1日現在で213名（南千住東地区25名、南千住西地区：29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区24名、日暮里地区44名）。民生・児童委員協力員数は7名（南千住西地区1名、荒川地区3名、町屋地区1名、西尾久地区2名）。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。				
必要性	民生委員等が職務を遂行するために必要な交通費や通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	31,991	33,595	33,392	33,381	34,571	34,534	33,968	
①決算額（24年度は見込み）	31,489	32,309	31,985	32,328	32,992	32,783	33,968	
②人件費等	8,540	8,540	8,470	8,144	9,836	9,710		
③減価償却費					4,068	1,400		
【事務分担量】(%)	100	100	100	100	140	135		
合計(①+②+③)	40,029	40,849	40,455	40,472	46,896	43,893	33,968	
国(特定財源)								
都(特定財源)	22,564	23,053	23,210	22,856	24,642	23,556	23,624	
その他(特定財源)								
一般財源	17,465	17,796	17,245	17,616	22,254	20,337	10,344	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
民生委員・児童委員定数(年度末)	210	212	212	212	215	215	215	
協力員定数(年度末)	—	—	18	18	21	21	21	
民生委員協議会開催日数	39	41	46	46	48	53	53	
相談・支援件数(延べ)	4,127	3,988	3,545	3,191	3,326	3,327	—	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報償費	活動費	28,909	活動費	29,247	活動費	29,792	
	委員事務費	592	委員事務費	538	委員事務費	550	
職員旅費	管外研修職員随同行旅費	7	管外研修職員随同行旅費	11	管外研修職員随同行旅費	16	
食料費	民生委員協議会賄い	77	民生委員協議会賄い	101	民生委員協議会賄い	111	
一般需用費	民生委員・児童委員名簿印刷	801	名簿貼り込みシール印刷ほか	143	名簿貼り込みシール印刷ほか	231	
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	137	民生委員協議会開催通知郵送料等	125	民生委員協議会開催通知郵送料等	157	
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	58	合同民生委員協議会会場使用料	61	合同民生委員協議会会場使用料	68	
負担金補助金及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,410	民生委員協議会事業補助金	2,557	民生委員協議会事業補助金	3,043	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 民生委員・児童委員定数	212	215 (212)	215	215	217	()内は当該年度改選前定数
	② 民生委員協議会出席率	91.6%	93.0%	91.8%	94.0%	95.0%	出席委員数÷委員現数
	③ ひと声運動対象者のべ人数	4,023	3,856	7,491	8,200	8,930	

(問題点・課題分析)	生活困窮者や高齢者・障がい者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化している。昨年度、高齢者の見守り制度が充実し、対象者が拡大したため、委員一人が見守り高齢者の人数は増加している。さらに全国的に孤立死が問題となるなか、民生児童委員の見守り活動への期待が増し、その役割は重要となっている。しかし一方で、民生児童委員を知らない区民は多いため、民生委員活動を円滑に行えるよう、PR活動を促進する必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区 新宿・品川・江東

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRするため、民生委員・児童委員の日活動強化週間における民生委員活動紹介パネル展示や、都民連の民生委員・児童委員活動普及・啓発パレードの事業の協力等を行う。それにより広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくる。	一斉改選があるため、民生児童委員活動のPRをさらに拡大する。パネル展示については、民生委員・児童委員の日活動強化週間以外にも期間を延ばし、さらに区の事業以外での展示も試みる。また、一斉改選の情報を区報へ掲載する際には、効果的に民生委員活動も周知できるよう、内容を充実させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

況議会(要質問状)	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	藤城	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	貸付事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	取扱規程、同事業実施要領	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	一般金融機関などから融資を受けることが困難な区民に対し、独立した生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てていて、1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>【貸付要件】 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、直ちに開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元金を完済していること</p> <p>【限度額】 200万円【利率】 年1.00%【返還方法】 元利均等月賦償還（54回払い）5年以内（据置期間6ヶ月含む）【延滞金】 延滞元金につき10.95%【審査員メンバー】 福祉部長・福祉推進課長・生活福祉課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p> <p>【滞納整理】 平成22年度荒川区債権管理条例の制定に伴い貸付台帳の整理・調査 時効対象の債権（10年以上滞っている債権）16件</p> <p>【不納欠損】 債権放棄61件・時効の援用22件（23年度）</p>				
経過	<p>①東京都より移管 昭和40年4月1日</p> <p>②限度額の推移 昭和61年度100万円→120万円 平成2年度120万円→150万円 3年度から200万円</p> <p>③貸付相談回数 平成9年度126回 12年度45回 16年度13回 19年度5回 20年度2回</p> <p>④貸付件数 平成9年度2件 10年度1件 12年度1件 13年度1件 その後貸付実績なし</p> <p>⑤年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定</p> <p>⑥平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化</p> <p>⑦平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月4日～12月20日）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低く、現在滞納整理業務のみになっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 現在は、荒川区債権管理条例の制定に伴い、支払の意思確認調査と現在状況調査を実施し、滞納整理に努めている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,436	45	24	24	960	53	27	
①決算額（24年度は見込み）	9	1	6	5	922	12	27	
②人件費等	1,708	854	2,541	2,443	4,360	2,117		
③減価償却費					1,453	778		
【事務分担量】 (%)	20	10	30	30	50	25		
合計（①+②+③）	1,717	855	2,547	2,448	6,735	2,907	27	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	202	457	159	257	1,373	217	542	
一般財源	1,515	398	2,388	2,191	5,362	2,690	-515	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	相談件数（各年度末現在）	0	0	0	0	0	0	0
	貸付残高件数（各年度末現在）	189	189	188	188	134	51	34
	貸付残高金額（各年度末現在）	81,738	81,284	81,128	80,824	55,009	26,555	20,187

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					納付書	17
	職員旅費	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	0
		現況調査票等送付用	4	現況調査票等送付用	3	現況調査票等送付用	4
	役務費	調査・意思確認書送付用	36	調査・意思確認書送付ほか	9	調査・意思確認書送付用ほか	6
	委託料	債権管理業務委託	882				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	意思確認書回答率（％）		40	8	30	40	回答数（6件）/送付件数（72件）
②	債務者数	188	134	51	34	30	
③	返還金（千円）	304	1,481	285	200	200	

（問題点・課題）
 23年度貸付金返還金・285,400円 返還者11人
 ・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。
 ・22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書に基づいて不納欠損処理（債権放棄61件 21,776,500円・時効の援用22件 6,392,121円）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。
 ・類似事業として、「中小企業融資」（区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成）や「社会福祉協議会の生業資金貸付」（東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている）があり、貸付額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。

（実施状況）
 （実施 1 区 未実施 21 区）
 実施：葛飾区。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野、21年度中央・世田谷、23年度杉並、24年度足立区の21区である。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現況調査未回答など連絡が取れていない者に対して再度調査を行い、対象者すべてと何らかの連絡を取るようになる。	時効対象にならないものへの督促の強化
②	意思確認書未提出の滞納者へ2回目の意思確認書の送付	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付
③	「緊急小口資金」や「生活福祉資金」など社会福祉協議会において同様の貸付制度があるため、事業の統合・整理を検討する。	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

（状況）
 議会（要旨）
 質問状

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	藤城	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	貸付金（01-06-01）、貸付事務費（01-06-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕			
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>【資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。） <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月（40ヶ月） ・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 ※30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月（30ヶ月） ・生活必需品（食料等）の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄203件・時効の援用84件（23年度）</p>				
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>連帯保証人が必要 【要件】</p> <p>①貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内に住所を有すること。②住民税を完納していること。③国民健康保険料を完納していること。（平成15年度要件に追加）④一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。⑤この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。⑥現にこの貸付けを受けていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,457	2,071	2,047	2,047	5,537	1,593	1,276	
①決算額（24年度は見込み）	1,296	552	878	1,222	3,457	254	1,276	
②人件費等	5,124	5,124	3,388	3,258	436	2,964		
③減価償却費					145	1,089		
【事務分担当】（%）	60	60	40	40	5	35		
合計（①+②+③）	6,420	5,676	4,266	4,480	4,038	4,307	1,276	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,522	2,352	1,525	1,020	218	265	768	
一般財源	4,898	3,324	2,741	3,460	3,820	4,042	508	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	貸付件数 一般	2	2	5	4	0	1	2
	貸付件数 特認	2	1	0	1	0	0	2
	貸付残高件数（各年度末現在）	652	646	639	639	449	160	87
	貸付残高金額（各年度末現在）	53,351	52,987	53,320	53,069	40,878	20,786	15,677

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	一般貸付・特認貸付	0	一般貸付・特認貸付	220	一般貸付・特認貸付	1,200
	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0		
	一般需用費					納付書	39
	役務費	現況調査等郵送料	3	現況調査等郵送料	7	現況調査等郵送料	13
		調査・意思確認書送付用	136	調査・意思確認書送付用	27	調査・意思確認書送付用ほか	24
	委託料	債権整理	3,318				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	意思確認書回答率（%）		50	13	30	40	回答数（25件）/送付件数（196件）
②	債務者数	645	454	160	74	50	
③	返還金	1,019	247	595	600	600	

（問題点・課題）	<p>23年度貸付金返還金・現年度分125,000円 過年度分470,000円 現年度分返還者2人 過年度分返還者14人 ・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 ・22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理（債権放棄203件 14,922,600円・時効の援用84件 5,128,900円）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。 ・税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が減少している。 ・緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）文京区20年度より廃止 ※実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現況調査未回答など連絡が取れていない者に対して再度調査を行い、対象者すべてと何らかの連絡を取るようにする。	時効対象にならないものへの督促の強化
②	意思確認書未提出の滞納者へ2回目の意思確認書の送付	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付
③	「緊急小口資金」や「生活福祉資金」など社会福祉協議会において同様の貸付制度があるため、事業の統合・整理を検討する。	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	行旅死亡人等取扱費（01-08-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	22年度	根拠	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人等 葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い</p> <p>行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い</p> <p>身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生通報→救護の要否確認→都に事前協議→救護→費用は扶養義務者の負担→弁償が得られない時は都へ請求</p> <p><行旅死亡人等> 発生通報→警察の身元調査→遺体引取→埋火葬→遺骨等保管（源寿院1年）→費用は相続人の負担→弁償が得られない時は都へ請求</p> <p>・生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（広告料は除く。遺留金があった場合や、相続人等からの弁償金を得られた場合は、充当後に不足する分を請求する。）</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,171	2,171	1,992	2,090	2,102	1,803	1,515	
①決算額（24年度は見込み）	489	886	581	1,450	1,012	756	1,515	
②人件費等	1,708	1,708	847	814	4,796	5,081		
③減価償却費					1,598	1,866		
【事務分担量】（%）	20	20	10	10	55	60		
合計（①+②+③）	2,197	2,594	1,428	2,264	7,406	7,703	1,515	
国（特定財源）								
都（特定財源）	743	741	710	881	629	363	1,515	
その他（特定財源）								
一般財源	1,454	1,853	718	1,383	6,777	7,340	0	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
【取扱件数】								
官報掲載	2	0	4	0	1	0	2	
行旅死亡人	8	14	5	15	13	14	12	
行旅病人	0	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料		12	官報掲載料	0	官報掲載料	24
	委託料	埋火葬委託料	1,000	埋火葬委託料	756	埋火葬委託料	1,214
扶助費		清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	0
		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	
		医療費	0	医療費	0	医療費	250
		日用品費	0	日用品費	0	日用品費	23
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 行旅病人	0	0	0	2		
	② 行旅死亡人等	15	13	14	14		
	③						

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 近年孤立死の増加もあり今後も件数は増加することが見込まれるが、関係機関と連携し孤立死のケースを減らすための取り組みが必要となっている。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。
②	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	藤城	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	遺族会補助（01-10-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	44 年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員207名（H24.1.1現在） 〔会員資格〕荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。				
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 (4) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (5) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成23年度事業】 (1) 戦没者追悼式 平成23年10月20日 サンパール小ホール 参加者 77人 (2) 都内巡拝 平成23年12月 2日 靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑等 参加者 14人				
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円				
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	247	274	247	247	247	247	247	
①決算額（24年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
②人件費等	1,708	854	0	2,443	2,163	847		
③減価償却費					1,017	311		
【事務分担量】（%）	20	10	0	30	35	10		
合計（①+②+③）	1,955	1,101	247	2,690	3,427	1,405	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,955	1,101	247	2,690	3,427	1,405	247	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	会員数（1月1日現在）	272人	259人	248人	237人	220人	207人	200人
	追悼式参加数	103人	89人	101人	74人	77人	77人	75人
	都内巡拝	16人	12人	15人	10人	11人	14人	10人

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	会員数（1月1日現在）	237	220	207	200	200	会員の高齢化により減少
②	追悼式参加数	74	77	77	75	70	会員の高齢化により減少
③	都内巡拝参加数	10	11	14	10	10	会員の高齢化により減少

（問題点・課題分析）	高齢化に伴い理事の人数も減少し会員数が減少している中で、事業の参加人数も減少傾向にある。遺族会への新規加入者の見込みが少ない。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 千代田区、中央区、新宿区、台東区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	多くの会員の方に遺族会事業に参加してもらうため、周知方法について検討する。	遺族会について広く区民に周知するため、広報誌等への掲載を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加人数が減少しているが、現状の規模で実施する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	石川	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	社会福祉協議会補助（01-10-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）				
内容	下記の9事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 1 社会福祉協議会事務局職員人件費（常勤8名分） 2 ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、友愛訪問等の事業経費の一部補助 3 ボランティア活動推進人件費（常勤1名・非常勤1名分） 4 地域コーディネーター人件費（非常勤1名分） 5 重度心身障害者（児）レクリエーション事業 …会食を実施。経費を一部補助 6 長寿慶祝の会事業 …敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 7 福祉サービスあんしんサポート事業 …福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費（常勤1名、非常勤3名）の一部補助 8 在宅福祉サービス事業 …職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス（にこにこサービス）を提供する管理運営費、事業経費及び人件費（常勤2名、非常勤7名）の一部補助 9 福祉のしごとフェア事業…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の事業経費を一部補助				
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い、事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費の増設。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始				
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	120,391	116,601	122,062	124,839	130,934	134,288	130,672	
①決算額（24年度は見込み）	115,016	113,948	115,251	117,355	126,127	129,663	130,672	
②人件費等	5,124	4,270	5,082	4,887	6,104	5,928		
③減価償却費					2,034	2,177		
【事務分担当】（%）	60	60	60	60	70	70		
合計（①+②+③）	120,140	118,218	120,333	122,242	134,265	137,768	130,672	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,336	2,332	2,349	2,362	7,383	8,620	7,316	
その他（特定財源）								
一般財源	117,804	115,886	117,984	119,880	126,882	129,148	123,356	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	個人会員数	4,456	4,356	4,135	4,052	3,886	3,753	3,741
	団体会員数	147	147	143	156	157	153	153
	ボランティア登録者数	1,262	1,274	1,574	1,992	2,031	1,904	1,918

※24年度は見込み

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳 負担金補助及び交付金	社協職員人件費	44,823	社協職員人件費	47,739	社協職員人件費	63,099
	社協事業係職員人件費	15,524	社協事業係職員人件費	15,521	ボランティア活動推進事業事業費	3,129
	ボランティア活動推進事業事業費	3,080	ボランティア活動推進事業事業費	2,915	ボランティア活動推進事業人件費	3,842
	ボランティア活動推進事業人件費	3,655	ボランティア活動推進事業人件費	3,751	地域コーディネーター人件費	2,744
	ふれあい絆・活サロン事業人件費	2,646	地域コーディネーター人件費	2,662	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,421
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,169	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,004	長寿慶祝の会事業	4,509
	長寿慶祝の会事業	3,061	長寿慶祝の会事業	2,901	福祉サービスあんしんサポート事業	15,057
	福祉サービスあんしんサポート事業	14,609	福祉サービスあんしんサポート事業	15,027	在宅福祉サービス事業	36,721
	在宅福祉サービス事業	37,560	在宅福祉サービス事業	38,143	福祉のしごとフェア事業	150

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
① ② ③ ④	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	4,052	3,886	3,753	3,741		会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	ボランティア登録者数	1,992	2,031	1,904	1,918		荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	12,901	16,113	18,715	18,812		家事・介護・食事サービス数の合計
	あんしんサポートへの問い合わせ・相談件数 (権利擁護・成年後見)	1,561	1,030	1,229	1,241		あんしんサポートへの地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度に関する問い合わせ件数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討する必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講演で聞くなりやすい説明会等を開催し、相談件数等も増加した。今後も、成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について、事業実施を検討する。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 13区（平成24年5月）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 既存事業の検討・見直しを行い、地域福祉の向上に資する事業を展開することで、会員増加に取り組む。	24年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
② ボランティア活動推進事業についてボランティアへの支援内容についての検討・見直しを行っていく。	区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
③ 区と社協で連携し、成年後見制度の普及に取り組む。特色ある成年後見制度説明会や講演会を実施する。	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

議 会 要 質 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
			担当者名	石川	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		福祉部分室管理費（01-11-01） 福祉部分室営繕費（01-11-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分		○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。					
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会					
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃					
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）					
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） [●分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する分室管理費のうち光熱水費に関しては、社会福祉協議会負担分として経費負担を得る。 保守委託等および建物の修繕等工事費については、福祉部の負担。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	4,881	4,596	4,455	15,113	10,545	4,056	3,986	
①決算額（24年度は見込み）	4,167	3,749	3,790	12,894	9,371	2,958	3,986	
②人件費等	2,388	2,194	847	814	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担当】 (%)	100	90	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	6,555	5,943	4,637	13,708	10,534	4,116	3,986	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,665	1,749	1,757	1,598	1,605	1,691	2,182	
一般財源	4,890	4,194	2,880	12,110	8,929	2,425	1,804	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	工事請負費（単位：円）				9,590	5,904	0	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	電気	1,935	電気	1,691	電気
	ガス	17	ガス	16	ガス	17	
	水道	277	水道	221	水道	257	
一般需用費	家屋等修繕費	607	家屋等修繕費	0	家屋等修繕費	684	
役務費	受水槽清掃	0					
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	
	その他保守点検業務	199	その他保守点検業務	206	その他保守点検業務	237	
	樹木剪定等	55	樹木剪定等	41	樹木剪定等	100	
工事請負費	受水槽・高架水槽改修工事	5,449					
	階段アコーディオンカーテン	51					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 1㎡管理コスト	4,023	4,714	3,600	4,854		821.1㎡
	② 修繕実績	2件	4件	0件	—		家屋等修繕費執行件数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整が必要である。
	他区の実況 (実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	水漏れ等の報告もあることから工事及び修繕箇所について検討する。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	石川	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	福祉サービス第三者評価事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では平成24年4月1日から、44種類の福祉サービス（認可・認証保育所、介護保険事業所等）を評価対象としている。区立22施設（高齢・障害分野）を対象とし、都評価対象サービスを実施している施設に第三者評価を実施し、都評価対象外サービスを実施している施設は区独自の利用者調査を実施する。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。</p> <p>また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	平成15年度	東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）			
	平成16年度～18年度	評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。（在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園）			
	平成19年度～24年度	民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次の指定管理者選定時の参考資料とする。なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。			
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては評価費用を補助している（平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている）。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	8,000	5,600	4,800	3,499	10,400	4,000	11,720	
①決算額（24年度は見込み）	4,577	4,320	4,472	3,209	8,739	2,855	11,720	
②人件費等	1,708	1,708	1,694	1,629	1,744	1,694		
③減価償却費					581	622		
【事務分担量】(%)	20	20	20	20	20	20		
合計(①+②+③)	6,285	6,028	6,166	4,838	11,064	5,171	11,720	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,059	2,829	3,132	3,035	6,800	2,855	9,060	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	3,226	3,199	3,034	1,803	4,264	2,316	2,660	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	区立高齢者関係施設 受審数	0	6	6	0	12	0	8
	区立障がい者関係施設 受審数	0	4	2	1	6	0	6
	区立児童関係施設 受審数	9	-	-	-	-	-	-
	民間立施設 補助金交付件数	4	4	5	8	8	8	16

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設18ヶ所	5,893	区立施設0ヶ所	0	区立施設14ヶ所	5,320
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH7ヶ所	2,525	認知症高齢者GH7ヶ所	2,513	認知症高齢者GH13ヶ所	5,200
		小規模多機能型1ヶ所	321	小規模多機能型1ヶ所	342	小規模多機能型3ヶ所	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 「標準項目を満たしている」と評価された率（区立）	100.0%	99.1%	—	100.0%		事業評価で「標準項目を満たしている」と評価された項目数/全体の項目数
	② 「標準項目を満たしている」と評価された率（民間立）	78.8%	96.0%	98.4%	100.0%		事業評価で「標準項目を満たしている」と評価された項目数/全体の項目数
	③ 評価受審施設数（区立高齢者・障害者施設）	1(20)	18(20)	—	14		評価を受審した施設の数 ※（ ）内は全施設数
	④ 評価受審施設数（民間立施設）	8	8	8	16		評価を受審した民間立施設（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型）への補助金交付件数

（問題点・課題分析）	<p>・24年度は認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の開設が8施設予定されている。これらの地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し、積極的な受審を促していく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>福祉サービス第三者評価のうち認知症対応型共同生活介護は22区で実施、小規模多機能型居宅介護は18区で実施（平成23年度 東京都福祉サービス第三者評価実績）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに荒川老人福祉センター、いきいきワーク荒川（授産場）、アクロスあらかわ（障害者福祉会館）で利用者調査を実施する。	第三者評価の評価結果を指定管理者選定時の参考資料とする。
②	地域密着型サービスを提供する新規開設事業所に対し、第三者評価の受審を促す。	24年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く公開する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会（要旨）質問状況	<p>平成16年4定 介護事業者の実態調査について</p> <p>平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について</p> <p>平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて</p> <p>平成15年1定 第三者評価の早期実施について</p> <p>平成14年4定 第三者評価の検討状況について</p> <p>平成13年3定 介護保険事業者に対する第三者評価システムの取り組みについて</p>
------------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	古瀬
		担当者名	熊谷	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	老人福祉法 20 条の 8・介護保険法 117 条	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	福祉の基盤整備 [02-11]			
目的	第 5 期荒川区高齢者プランは、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を基本目標に、区が取組む高齢者施策を体系的に策定。				
対象者等	高齢者実態調査対象者（第 5 期荒川区高齢者プラン策定時） ○ 65 歳以上の高齢者 8,473 人（各日常生活圏域ごとに、無作為抽出） ※要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載				
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が 3 年に 1 度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 第 5 期荒川区高齢者プランは、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間として策定された。				
経過	平成 5 年 5 月	荒川区地域福祉計画（8 カ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成 12 年 3 月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5 カ年計画（～ 16 年度）			
	平成 14 年 3 月	第 2 期荒川区高齢者プラン策定	5 カ年計画（H15～H19 年度）		
	平成 18 年 3 月	第 3 期荒川区高齢者プラン策定	3 カ年計画（H18～H20 年度）		
	平成 21 年 3 月	第 4 期荒川区高齢者プラン策定	3 カ年計画（H21～H23 年度）		
	平成 24 年 3 月	第 5 期荒川区高齢者プラン策定	3 カ年計画（H24～H26 年度）		
必要性	老人福祉法 20 条の 8・介護保険法 117 条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（ 2 一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 日常生活圏域ニーズ調査ほか各種調査の実施・集計・分析や、分析結果に基づく介護保険サービス量の推計、保険料の算定のための財政分析を行い、プランの方向性を検討、策定する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	-	-	3,020	-	-	6,169	-
	① 決算額（24年度は見込み）			2,923			3,345	
	② 人件費等			2,965	/	/	8,469	/
	③ 減価償却費				/	/	3,110	/
	【事務分担量】（%）			35	/	/	100	/
	合計（①+②+③）	0	0	5,888	0	0	14,924	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	5,888	0	0	14,924	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費			調査用消耗品	6		
	役務費			受取人払	27		
	委託料			高齢者実態調査委託	2,802		
				新聞折込委託	478		
				声の区報作成委託	33		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度		23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 高齢者実態調査（送付数）	4,000	—	8,473	—	—	
	② "（回答数）	2,556	—	5,565	—	—	
	③ "（回答率）	63.9%	—	65.7%	—	—	

（問題点・課題分析）	<p>○区民の意見を積極的に反映していく必要がある。</p> <p>○的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。</p> <p>○策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいつくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第5期荒川区高齢者プランの進行管理等を行う。	第6期荒川区高齢者プラン策定のため、日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を平成25年度中に実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	推進	平成23年度に第5期荒川区高齢者プラン（平成24～26年度）を策定した。（計画策定は3年に1度）平成25年度には、各種調査を実施するなど、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度）の策定作業を開始する。

議（要質旨）	<p>平成20年二定 高齢者実態調査について</p> <p>平成22年二定 高齢者実態調査について</p> <p>平成23年二定 高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）</p>
--------	---